



東日本大震災 号外 第26号
平成24年3月5日発行

水質検査の検査結果をお知らせします

2月に行われた住民懇談会の中で「避難先の水の水質が心配」との声もあったことから、村の水質検査の結果と村民が多く避難している主な場所の水質検査の結果をお知らせします。

市町村名	水道事業名	取水施設	水源	取水日	結果
福島市	福島地方水道用水供給企業団	摺上川ダム	表流水(ダム)	2月22日	ND
伊達市	伊達市月舘簡易水道事業	布川浄水場	表流水(自然)	2月23日	ND
川俣町	川俣町水道事業	第1～第3水源	表流水(自然)	2月22日	ND
郡山市	郡山市上水道事業	豊田浄水場系	湖水	2月23日	ND
相馬地方広域水道企業団		真野ダム 鹿島真野水源ほか	ダム放流、 浅井戸、深井戸、湧水	2月24日	ND
飯舘村	飯舘村飯舘簡易水道事業	滝下浄水場	表流水(自然)	2月24日	ND
		田尻浄水場	表流水(自然)	2月24日	ND
		花塚浄水場	表流水(自然)	2月24日	ND
	飯舘村大倉簡易水道事業	大倉浄水場	表流水(自然)	2月24日	ND

※上記以外にも県内の水道水を定期的に検査しており、いずれの水源においても検出限界値を下回っています（2月24日現在）詳しくは県のホームページをご覧ください。

○福島県ホームページアドレス・・・<http://wwwcms.pref.fukushima.jp/>

※「ND」は検出限界値を下回ったことを指します。この検査結果では放射性ヨウ素と放射性セシウム134、137に関して、水1㍑グラムあたりに含まれる含まれる放射性物質の量が1ベクレル未満であることを示しています。（1Bq/kg未満）
原子力安全委員会が定めた「飲用摂取制限に関する指標」は飲用水の場合、放射性ヨウ素300Bq/kg、放射性セシウム200Bq/kgです。

福島県借上げ住宅についてのお知らせ

現在、借上げ住宅の契約が平成24年3月31日で満了となるため、貸主、県及び村において平成24年4月1日付けによる再契約の手続きを進めています。

福島県借上げ住宅に入居中の皆さまにおかれましては、次の点について確認していただくようお願いします。

- ①再契約後（平成24年4月1日から）の契約終了期間は、平成26年3月31日までとなります。
- ②契約期間内に退去をする場合は、退去の一ヶ月前までに役場へ終了届を提出してください。
- ③入居者が変更になるなど、申請時と内容が変わる場合も役場へ届出が必要です。
- ④退去時の修繕費が、県から貸主に支われている修繕負担金（賃料の2ヵ月分）の金額を超える場合、その原因が入居者の故意または過失による場合は、その差額について入居者の負担となります。
- ⑤この制度は、貸主および仲介業者のご協力により成り立っている制度です。入居の際の約束ごとを順守願います。契約期間内であっても、約束ごとが守られない場合は貸主から退去を求められることもありますのでご注意ください。
- ⑥入居実態が無い借上げ住宅は、契約期間内であっても解約されることがあります。

※県外で借上げ住宅制度を利用されている方は、現在お住まいの自治体（都道府県または市町村）へお問い合わせください。

問 避難者生活支援チーム（☎024-562-4236）

住所を移転された方へのお知らせ

村に住所を残したまま避難先を変更する場合には飯舘村役場住民課まで必ず届け出ください。

また、村から転出した方で村の情報・お知らせ等を希望する方は届け出ください。

【届け出をいただきたい方】

- ①村に住所を残して避難した方で避難先の住所が変わった方（必ず届け出が必要です）
- ②村から他市町村に転出した方（村からの情報を希望する方は転出届と同様にその旨届け出ください）

※本人と確認できる書類を添付（ご持参）のうえ、郵送または窓口へ直接お越しください。

問 住民課住民係（☎024-562-4241）

福島県借上げ住宅の受付期間の延長について

前回のおしらせ版（2月20日発行）により受付の見合わせをお知らせしていましたが、4月以降の福島県借上げ住宅の受け付けについて、福島県と国の協議の結果、受け付けが可能となりましたのでお知らせいたします。

問 避難者生活支援チーム（☎024-562-4236）

放射性物質の一時保管場所見学会を行います

除染モデル実証事業で発生した土、木の枝、腐葉土などの除去物の一時保管場所の見学会を次の日程で開催します。

○日 時…3月24日（土）
（午前10時からと午後1時30分からの2回公開します）

○場 所…クリアセンター敷地内

※予約等は不要です。公開の時刻までに会場のクリアセンターに直接お越しください。

問 産業振興課農政係（☎024-562-4700）

平成24年度自動車税・軽自動車税の定期課税について

平成23年度は東日本大震災の影響により課税時期を延期しましたが、平成24年度の自動車税（県税）は5月31日（木）、軽自動車税（村税）は5月1日（月）を納期限として課税を実施いたします。

問 自動車税：相双地方振興局県税部（☎0244-26-1123）

軽自動車税：飯舘村役場税務係（☎024-562-4207）

自動車の変更登録を忘れずに！

自動車税及び軽自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者（割賦販売の場合は、使用者）に課税されます。自動車を使用していない場合や、他人に譲ったり廃車するなどにより実際に自分が持っていない場合でも、3月末日までに管轄の運輸支局、村役場税務係などで所有権の移転や一時抹消の登録手続きを済ませていないと、引き続き元の所有者に課税されますのでご注意ください。

なお、転居したときに住民票を異動させても、車検証などの登録上の住所は一緒には異動しません。自動車税、軽自動車税の納税通知書は、登録上の所有者又は使用者の住所に送付されますので、運輸支局、村役場税務係などでの住所の変更登録も忘れずに行ってください。

問 自動車税：相双地方振興局県税部（☎0244-26-1123）

軽自動車税：飯舘村役場税務係（☎024-562-4207）

子どもの健康講演会を開催します

村では、子どもの放射線被ばくについての講演会を開催します。特に小さいお子さんをお持ちの保護者の方、一緒に放射線について考えてみませんか。申し込みは不要です。

○日時…3月17日（土）午前10時30分から正午まで

○場所…福島市飯野町学習センター

○内容…子どもの内部被ばくについて、日常生活での注意点 など

○講師…東京大学医科学研究所研究員 南相馬市立総合病院非常勤医 坪倉正治氏

※託児所を用意します。利用を希望される方は、事前に必ず前日までに健康福祉課まで申し込みください。

裏面に続く

表面の続き

※当日は、同会場で 10 時から 10 時 30 分まで 3 歳 5 か月児健診でむし歯がなかった子を表彰する「むし歯 0 の子表彰式」を開催します。対象者には案内を送付しています。

問健康福祉課健康係（☎024-562-4224）

「子ども手当」の申請はお済みですか？

中学校卒業前までのお子さんを持つ方で、まだ申請を行っていない方は必ず申請してください。

平成 24 年 3 月末までに申請を行わなかった場合は、平成 23 年 10 月分からの**手当を受け取ることができなくなります。**

また、他の市町村に転居した方や 10 月以降にお子さんが生まれた方は、申請した翌月からの支給となります。申請が遅れると、**遅れた分の手当を受け取ることが出来なくなる場合があります**ので、速やか（15 日以内）に申請をしてください。

問健康福祉課福祉係（☎024-562-4259）

スクールバス助手を募集します

○募集人員… 5 人

○内 容…スクールバス運行補助、園児、児童生徒の通学指導等

○雇用期間… 4 月 6 日から平成 25 年 3 月 31 日までのバス運行日

○勤務時間…午前 6 時 30 分から午後 7 時 45 分までの断続勤務

○給 与 等…村規定による

○応募資格…要普通免許（大型免許保有者歓迎）・60 歳未満・男女不問

○受付時間…**3 月 23 日（金）**までに履歴書及び運転免許証の写しを教育課へ持参してください（土日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

○採用試験…面接による（詳細は応募者へ通知します）

問教育課（☎024-562-4257）

平成 24 年度飯舘村奨学生再募集のご案内

平成 24 年度村奨学生については、2 月 24 日で一旦締め切らせていただいたところですが、今回の震災によって経済的に困窮している人も対象として、再募集することになりました。つきましては、次の事項をご確認のうえ、教育課までお申し込みください。

○募集対象…高校・大学・短期大学・高等専門学校等に進学を希望している方、または、現在在学中の方で、今回の避難により世帯の収入が減少、または、支出が増加して、進学や就学のための資金が必要な方

○貸与月額… 2 0, 0 0 0 円から 5 0, 0 0 0 円まで

※学校種別等により異なります。

○申込方法…申請書類をそろえ、教育委員会に提出してください

○申込締切… 3 月 23 日（金）

※詳細は教育課までお気軽にお問い合わせください。

問教育課（☎024-562-4257）

各行政区の放射線測定値

テレビ、新聞等でお知らせしている放射線測定値は「いちばん館」前に設置した計測器の測定結果です。12 月 1 日に 2.01 ㏞シーベルトであった値が 3 月 1 日現在 0.62 ㏞シーベルトに低下しています。これは、12 月下旬から 1 月下旬までに実施された役場、いいたてホーム、いちばん館の除染や雪による遮へい効果が原因だと思われます。

村が独自に計測した各行政区の大気中放射線測定値は次のとおりです。放射線量は計測した日の天候・湿度などで変化します。

【農地】（地上から 1 m 及び 1cm の高さで測定 単位：㏞シーベルト）

行政区	小字地内	2 月 2 3 日		2 月 1 6 日	
		1m	1cm	1m	1cm
1	草野字大師堂地内	2. 89	3. 48	2. 26	3. 17
2	深谷字原前地内	3. 65	4. 82	3. 31	4. 56
3	伊丹沢字山田地内	4. 07	5. 06	3. 27	4. 54
4	関沢字中頃地内	4. 43	6. 33	4. 10	5. 62
5	小宮字曲田地内	4. 74	6. 15	4. 28	6. 44
6	八木沢字上八木沢地内	2. 03	2. 75	1. 94	2. 43
7	大倉字湯舟地内	1. 69	2. 15	1. 22	1. 65
8	佐須字佐須地内	2. 25	3. 13	2. 18	3. 17
9	草野字柏塚地内	2. 84	4. 86	2. 41	3. 84
10	飯樋字下桶地内地内	2. 93	5. 43	2. 63	5. 29
11	飯樋字一ノ関地内	2. 68	4. 26	2. 82	4. 56
12	飯樋字笠石地内	2. 73	4. 17	2. 82	3. 26

右上に続く

左下からの続き

13	飯樋字原地内	2. 52	3. 31	2. 57	3. 04
14	比曽字比曽地内	3. 06	4. 82	3. 47	5. 45
15	長泥字長泥地内	8. 26	12. 40	7. 36	12. 40
16	蕨平字木戸地内	6. 14	10. 50	5. 74	10. 50
17	松塚字神田地内	3. 04	3. 74	2. 55	3. 07
18	白石字町地内	3. 06	4. 08	3. 05	4. 35
19	前田字福田地内	3. 42	4. 32	2. 96	4. 37
20	二枚橋字町地内	1. 45	2. 17	1. 54	2. 07

【宅地】（地上から 1 m 及び 1cm の高さで測定 単位：㏞シーベルト）

行政区	小字地内	2 月 2 3 日		2 月 1 6 日	
		1m	1cm	1m	1cm
1	草野字大師堂地内	1. 70	1. 00	1. 94	1. 07
2	深谷字大森地内	3. 06	4. 42	3. 03	4. 52
3	伊丹沢字山田地内	3. 73	5. 28	3. 64	5. 29
4	関沢字中頃地内	4. 63	6. 24	4. 35	6. 73
5	小宮字曲田地内	5. 23	5. 85	5. 24	6. 17
6	芦原白金地内	3. 57	6. 61	3. 05	5. 26
7	大倉字大倉地内	1. 43	1. 98	1. 22	1. 65
8	佐須字虎捕地内	3. 28	6. 13	3. 27	6. 44
9	草野字大坂地内	3. 56	6. 35	3. 52	6. 83
10	飯樋字町地内	3. 03	5. 79	2. 97	4. 96
11	飯樋字割木地内	3. 98	5. 76	3. 96	5. 17
12	飯樋字笠石地内	4. 08	5. 02	3. 63	4. 18
13	飯樋字宮仲地内	2. 35	3. 51	2. 26	3. 48
14	比曽字中比曽地内	3. 25	6. 14	3. 66	7. 21
15	長泥字曲田地内	7. 45	14. 30	8. 26	14. 50
16	蕨平字蕨平地内	5. 72	11. 50	6. 13	11. 20
17	関根字押木内地内	3. 86	4. 77	3. 52	4. 38
18	白石字菅田地内	2. 55	3. 57	2. 33	4. 12
19	前田字古今明地内	4. 07	7. 68	3. 82	8. 94
20	須萱字水上地内	0. 94	1. 38	0. 89	1. 09

福島県産業復興相談センターのご案内

東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により甚大な被害を受けた県内中小企業者等の事業再開や事業再生を支援するため、「福島県産業復興相談センター」では、被災事業者からの相談に広く対応しています。

同センターでは、面談や受領書類を通じて、被災の状況や経営上の問題点、具体的な課題を把握し、専門家が細やかなサポートを実施し、経営支援・再生支援を行います。また、福島産業復興機構が行う金融機関等の債権買取を支援します。詳しくは相談センターまたは商工会へお問い合わせください。

○相談場所…福島県産業復興相談センター
（福島市置賜町 1 -29 佐平ビル 9 階）

○受付時間…午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
（土日・祝日を除く）

※詳細は、福島県ホームページ「東日本大震災関連情報」>「農家・事業者の皆さまへ」>「中小企業等復旧・復興支援策について」>「中小企業等の二重債務に関する相談窓口」をご覧ください。

問福島県産業復興相談センター（☎024-573-2561）

吉倉宿舎飯館自治会員を募集します

吉倉宿舎飯館自治会（嶋原良友会長）では次の内容で自治会員を募集します。

自治会員は、借り上げ住宅にお住いの方で飯館村民であればどなたでもご入会できます。ご入会を希望する方は、直接吉倉公務員宿舎集会所で申請を行うか電話でご入会をお申し込みください。

○吉倉公務員宿舎を訪れて入会を申込み場合…吉倉公務員宿舎集会所（1 号棟 3 0 3 号室）で申し込み用紙にご記入いただきご入会ください

○電話で入会を申込み場合…吉倉宿舎自治会管理人（庄司）に電話でお申し込みいただきご入会ください

○申し込み期限… 3 月 30 日（金）まで
※ 3 月 31 日以降は電話でのお申し込みはできません
※会費は今のところ徴収しておりません

問吉倉宿舎飯館自治会（☎090-6604-1420）